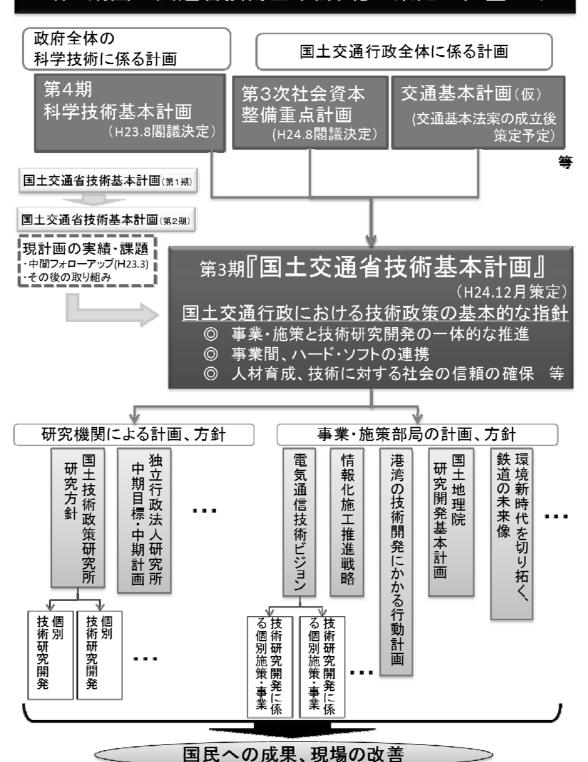
く参考資料>

第3期国土交通省技術基本計画 (位置づけ・策定経緯・概要とポイント)

「第3期国土交通省技術基本計画」の策定の位置づけ



≪第3期 国土交通省技術基本計画の策定に係る経緯≫

H20.4 国土交通省技術基本計画(第2期:平成20~24年度)策定

H23.3.11 社会資本整備審議会·交通政策審議会 第7回 技術部会

・中間フォローアップの審議

H24.3.28 社会資本整備審議会·交通政策審議会 第8回 技術部会

・新たな計画の構成案及び策定方針の審議

(素案(案)作成に向けた省内検討)

7.31 社会資本整備審議会・交通政策審議会 第9回 技術部会

・新たな計画(素案)(案)の審議

8月上-下旬 業界・学会ヒアリング(11業界団体、4学会)

(素案作成に向けた省内検討)

8.31 社会資本整備審議会・交通政策審議会 第10回 技術部会

・新たな計画(素案)の審議

(素案確定に向けた委員確認、省内検討)

10.25-11.7 パブリックコメント(29件、15名)

(パブリックコメントを踏まえ、計画(案)作成に向けた省内検討)

11.27 社会資本整備審議会・交通政策審議会 第11回 技術部会

・新たな計画(案)の審議

(審議結果を踏まえた再検討)

12.7 国土交通省技術基本計画 策定

第3期 国土交通省技術基本計画の概要とポイント

国土交通省技術基本計画とは (今回は、平成24年度から28年度の第3期計画)

国土交通省技術基本計画は、政府の科学技術基本計画や日本再生戦略、社会資本整備重点計画等の関連計画を踏まえ、<u>国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的</u>として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めるもの。



計画の主要なポイント(1)

ポイント① 技術政策の基本方針の明示 (第1章 4. 今後の技術政策の基本方針)

計画の対象を、従来の技術研究開発を主眼としたものから技術政策全般に拡大し、国土交通行政における技術政策の基本姿勢、方向性、基本方針を明示。

(1)技術政策の6つの基本姿勢

- ① 異なる事業間やハード・ソフト間の積極的な連携
- ② 常に先端を狙う、挑戦的な姿勢
- ③ 最先端の技術とともに既存技術の有効性の確認と活用
- ④ 科学的な理論・データに基づく中立性・客観性の確保
- ⑤ 世界的な視野、過去の蓄積からの冷静な洞察力による判断
- ⑥ 国土及び技術に係る知見・情報の有効活用及び積極的な公開

(2)技術政策の2つの方向性

- ① 『安全安心の確保』
- ② 『持続可能で活力ある国土・地域の形成と経済活性化』

(3)技術政策の基本方針

- ① 「技術研究開発と事業・施策の一体的な推進」
- ② 「重点プロジェクトの推進」
- ③ 「産学等による技術研究開発の推進」
- ④ 「新技術と既存技術の効果的な活用」
- ⑤ 「国土交通分野における技術を通じた国際展開」
- ⑥ 「技術政策を支える人材の育成」
- ⑦ 「技術に対する社会の信頼の確保」

計画の主要なポイント ②、③

ポイント
 2 今後取り組むべき技術研究開発の明示 (第2章 2-1 技術研究開発の方向性)

政策課題を解決するために、事業・施策と一体となり実施する技術研究開発の実施方針及び今後取り組むべき技 術研究開発を明示。

『今後取り組むべき技術研究開発の3つの柱』

(1)安全・安心の確保

(防災対策、社会資本の適確な維持管理・更新、交通・輸送システムの安全性・信頼性等向上)

(2)持続可能で活力ある国土・地域の形成と経済活性化

(地球温暖化・エネルギー問題、自然環境の保全・再生、水資源の確保、新市場の開拓・国際競争力及び国際ブ レゼンスの強化、海洋フロンティア戦略、既存施設の有効活用)

(3)技術研究開発の推進を支える共通基盤の創造

(膨大な情報の有効活用、地理空間を基礎とした各種情報の有効活用、公共調達の支援)

国土交通省及び所管の独立行政法人は、適宜産学官で連携しつつ、現在162件の技術研究開発を、主体的に実 施することとしている。

ポイント③. 重点プロジェクトの推進 (第2章 2-2 重点プロジェクトの推進)

162件の技術研究開発のうち、特に優先度の高い政策課題の解決に向け、強力に推進していく分野横断的な一連 の取組を重点プロジェクトとして総合的に推進。

『7つの重点プロジェクト』

- I.『災害に強いレジリエントな国土づくりプロジェクト』
- Ⅱ.『社会資本維持管理・更新プロジェクト』
- Ⅱ. 『任芸貝本飛行目性 エッ・・・・・・ Ⅲ. 『安全・安心かつ効率的な交通の実現プロジェクト』 WI. 『建設生産システム改善プロジェクト』 WI. 『建設生産システム改善プロジェクト』
- Ⅳ. 『海洋フロンティアプロジェクト』
- ∇.『グリーンイノベーションプロジェクト』
 - VI.『国土・地球観測基盤情報プロジェクト』

具体の取組については、今後、各プロジェクトリーダの設置等の実施体制を確立の上、関係者間の協力の基で推進。

計画の主要なポイント ④

ポイント④ 技術に対する社会の信頼の確保 (第5章 技術に対する社会の信頼の確保)

東日本大震災を受け、技術に対する社会の理解を得て、信頼の確保に努めることの必要性が再認識された。 そのため、本計画には、技術に対する社会の信頼の確保について、章を設け、必要な事項を記載した。

■ 基本的な考え方

○国土交通行政を支える技術について国民からの信頼を得るために重要なこと

- ・ 技術が事業・施策を通じて社会へ貢献すること
- ・ 機会を適切に捉えてその果たす役割を正しく伝えること
- ・ 現在の技術の限界、あるいは、事業の企画や計画過程についても、正しく伝えること

〇今般の東日本大震災で重要性が再認識されたこと

- ・ 社会に対して、技術研究開発の必要性やその効果、そして、技術の限界について説明責任を果たすこと (特に、防災関連施設に関して留意が必要なこと)
- ・ 想定する設計外力とそれに対応する現在の技術レベル、生じるリスクについて国民・地域住民等に正確に 伝え、許容すべきリスクレベルと自助的に必要な避難行動等に係る共通認識を醸成すること

■ 実施方策

- (1) 災害、事故等に対する迅速かつ適確な対応
 - ・ 災害や事故等の非常時においては、国民や地域住民が必要としている情報を的確且つ迅速に収集、 整理及び発信し、社会の安全・安心・信頼の確保に努める。
- (2) 事業・施策に対する理解の向上と社会の信頼の確保
 - 事業・施策の必要性及び効果とともに、環境に及ぼす影響等について、適確に、分かりやすく、国民・ 地域住民等に説明し、理解及び協力を得る。
- (3) 社会の期待に応える技術研究開発の推進
 - 技術研究開発に際しては、行政部局と常時一体となって課題解決を図り、社会から信頼される政策 展開に貢献する。